



社会福祉法人 木曾町社会福祉協議会
長野県木曾郡木曾町日義1600番地1
TEL0264-26-1116 FAX0264-26-2073



E-mail : info@kisomachi-shakyo.or.jp HP : http://www.kisomachi-shakyo.or.jp

木曾福島支所	福島6305番地	24-3777
日義支所	日義1600番地1	26-2283
開田支所	開田高原末川2797番地	42-3388
三岳支所	三岳6311番地	46-2117



「地域のつながり発表会」開催しました!

生活支援コーディネーター(地域支援推進員)は、「つながり」の発見もいが「個別の課題や孤立した人(世帯)をまずは放っておけないだ!」と言う

しかしそれは、個別の課題や孤立した人(世帯)に寄り添う専門職につなぐもので、生活支援コーディネーターがその課題解決を直接担うものなのか???

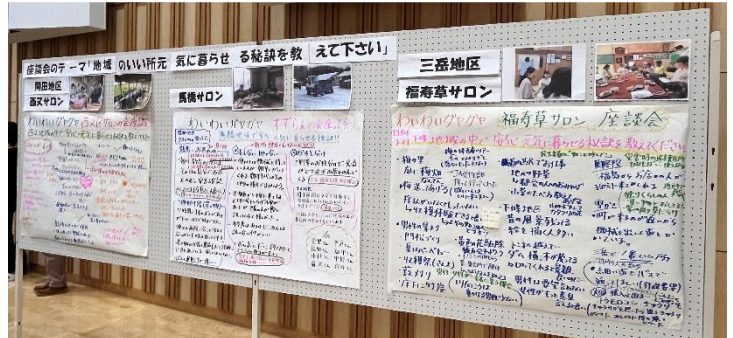
「個別支援」に寄り添う専門職はこの20年間で激増した!!

「生活支援コーディネーター」は、個別支援の専門職と協働して、住民の暮らしを豊かにする「地域づくり」!

「つながり」のなかでお互いの人たちの姿(つながり・関係)が見えてくる。その一方で、課題のある・孤立している人(世帯)も見えてくる。さらに見聞きしていくと、そうした課題のある・一孤立している人(世帯)を、周辺住民が気にかけて、緩やかに支えている姿も見えてくる。困ってもしらぬだろうけれど、案外なにかなっている・なんとかしていることも少なくない!!

『生活支援コーディネーター(地域支援推進員)』は、「つながり」を活かして「気にかけて・支え合う」地域づくりをサポートする「唯一の地域支援の専門職」といえる!

2月28日(水)、木曾町文化交流センターにて「地域のつながり発表会」を開催しました。第1部では、全国コミュニティライフサポートセンター理事長の池田昌弘さんを講師にお迎えし、「地域づくりはつながりづくり」と題して人と人とのつながりの大切さについてお話いただきました。第2部では、生活支援コーディネーターが地域の中で見つけた「人と人とのつながり」や「ご近所や仲間同士の気にかかけ合い」の様子をインタビューしながら紹介させていただきました。発表会全体をとおして、普段の暮らしの中の何気ないつながりが、お互いの生活を支えていることを気づくことができたとても良い機会となりました。



令和5年度 一般会費・特別会費 ご協力へのお礼



令和5年度の一般会費・特別会費のご協力をお願いしましたところ、多くの方々にご賛同いただき貴重な会費を納入していただきました。ご協力いただきました皆さまに心からお礼を申し上げますとともに、お世話をしていただきました関係者の皆さまに深く感謝申し上げます。

社会福祉協議会の活動は、町からの補助金のほか、住民の皆さまからいただく寄付金や会費(一般会費や特別会費)によって成り立っています。特に会費は、今、地域に必要な福祉サービス等を具体化する費用として重要な財源となっています。町民の皆さまに会員になっていただくことで、その会費をもとに地域福祉を推進するという町民相互の支え合い制度です。

今後とも、会費の趣旨をご理解いただき、社会福祉協議会の活動に温かいご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和5年度 一般会費・特別会費のご報告

一般会費	2,573,806円 (2,616件)
特別会費	267,000円 (73件)

主な会費の使いみち

皆さまからいただきました会費は、高齢の方、障がいのある方、子どもたちの様々な活動のほか、地域福祉推進のための活動費として大切に使用させていただきました。ありがとうございました。



▲こども園とサロンの交流

「カット布」ご寄付募集!

木曾町社会福祉協議会では、介護等で使用するため「カット布」のご寄付を募集します。

皆さまのご協力をお願いいたします。

▷ご寄付いただきたい布等

ご家庭で不要になった布やタオル等で、以下のサイズにカットしたものを。

A4サイズ(20cm×30cmにカットされた布、タオル等)

〈お申し込み・お問い合わせ〉
木曾町社会福祉協議会(日義公民館2F)
電話 0264-26-1116

あたたかなご厚志

ありがとうございました

令和5年度(令和5年4月1日~令和6年3月現在)、以下のご寄付をいただきました。

6件 314,209円

皆さまからいただきましたご寄付は、地域福祉推進のために大切に使用させていただきます。ありがとうございました。

★★★心配ごと相談所開催のお知らせ★★★

日 時：令和6年4月10日(水)13:00~16:00まで
場 所：木曾郡民会館(木曾町福島5808-3)

主な相談内容：法律相談(弁護士)・心配ごと相談(木曾福島地区民生委員)・行政相談・人権相談

◎法律に関する相談については、予約が必要となります。

法律に関する相談を希望される方は、4月9日(火)までに、お申し込みください。

また、木曾町社協では、松本弁護士会をはじめ、民生委員、行政相談委員、人権擁護委員、まいさぽ木曾と連携しながら、相談所以外でも相談を受け付けます。

お申し込みは
木曾町社協
☎26-1116まで